特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名：　　）	□ 調整項目（　□ 資材等の流用　□ 仮設及び工事用道路等の調整　□ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名（　　）　施工時期及び施工時間（　　） 施工方法（　　）
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名（　　）　協議完了見込み時期（　　）
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名（ □ 電気　□ 電話　□ 水道　□ 下水道　□ ガス　□ その他（　　）） 施工時期（　　）
	□ その他（　　）	□ その他（ 施工範囲が埋蔵文化財包蔵地（　　）の範囲内である。）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所（ □ 別添図等　□ No.　～No.　□ 別途協議　） □ 完了見込み時期（　□ 令和　　年　　月頃　□ 別途協議　）
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード（ □ 官有地　□ 民有地　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 仮設ヤード使用期間（　　） □ 仮設ヤードからの運搬距離（Ｌ＝　　km） □ 使用条件・復旧方法（　　原形復旧　　）
	□ その他（　　）	□ その他（　　）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目　（ □ 騒音　□ 振動　□ 水質　□ 粉じん　☑ 排出ガス　□ その他（　　）） □ 施工方法等（ □ 指定工法名（　　）　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 施工時期　（　　）
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目　（ □ 騒音測定　□ 振動測定　□ 水質調査　□ 近接家屋の事前・事後調査　□ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 調査方法　（ □ 別途資料　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 調査費　（ □ 計上あり　□ その他（　　）　□ 別途協議　）
	□ 漁業関係による調整	□ 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 □ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	□ その他（　　）	□ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	☑ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議 ）
		☑ 交通誘導警備員の配置　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☑ 別途協議 ）
		（ ☐ 指定路線　☑ 指定路線・準用指定路線以外
		☑ 交通誘導警備員の配置人員数
		☐ 概算人数による算出
		① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員　　A ：　　人　　B ：　　人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。）
		② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。
		☑ 積上げによる算出　　☑ 交通誘導警備員算出シートによる
		☐ 交通誘導警備員の配置時間（　　）
		☐ 交通誘導警備員の配置期間（　　）
		☑ 交通誘導警備員配置の対象工種（交通誘導警備員算出シートによる）
	☑ 提出書類あり	☑ 検定資格書（写し）、経歴書
	☑ 近接施設等に対する制限	☑ 既存施設あり
		・近接公共施設　（ ☑ 鉄道　☐ 電気　☐ 電話　☐ 水道　☐ ガス　☐ その他（　　））
		・近接施設（ ☐ 擁壁（　　）☐ ブロック塀　☐ 家屋　☐ その他（　　））
		・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
		☐ 工法制限あり
		・制限を受ける工種　（　　）
		・制限内容　（　　）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議 ）
		☐ 保安要員の配置　（ ☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議 ）
	☑ 安全教育・研修訓練の実施	☑ 工事期間中月一回（半日）以上実施
	☑ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☑ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
		☑ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☑ 事故速報の提出	☑ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☑ その他（　一般事項　　）	☑ その他（歩行者等の地域住民に対して、十分な安全対策を行うこと。　　）
		☑ （交通規制に伴う規制看板等の設置は受注者の責において実施すること。　　）
	☑ 鉄道敷内での作業について	☑ 施工範囲の一部または全部が、鉄道事業者の敷地内および鉄道近接区域のため、作業着手前に監督員と協議を行い、作業手順、安全対策、および列車の運行に支障を及ぼさないための防護措置等について承諾を得ること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） ☐ 使用中及び使用後の措置　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） ☐ 用地及び構造　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） ☐ 安全施設　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　）
	☐ その他（　　）	☐ その他（　　）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） ☐ 転用あり（　　回） ☐ 兼用あり（　　） ☐ その他（　　）
	☐ 水替工（締切排水工）	☐ 施行条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数：　　日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（　　）
	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件　（　☐ 別添図等　☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） ☐ 施工方法（　　）
	☐ その他（　　）	☐ その他（　　）
	☐ その他（　　）	☐ その他（　　）
建設発生土・産業廃棄物関係	☑ 建設発生土受入地の指定あり ☐ 建設発生土受入地未定	☑ 受入地の条件（　☐ 別途図面　☑ 運搬距離（Ｌ＝　2.6　km） ☐ 受入料金あり　☑ 受入料金なし　☐ 別途協議　☑ その他（　受入地住所：志摩市阿児町鵜方477-25　）） ☐ 受入地未定につき別途協議する。（　☐ 暫定運搬距離Ｌ＝　　km、　☐ その他（　　）））
	☑ 産業廃棄物の処理条件あり	☑ 産業廃棄物の種類　（　☐ コン塊　☐ アス塊　☐ 木材　☐ 汚泥　☑ その他（　立木枝葉・幹　） ☐ 産業廃棄物の処分地　（　☑ 再生処分場（　　）　☐ 最終処分場（　　）　☐ 別添図書 ☐ その他（　　）　☐ 別途協議　） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（　　）に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件　（　　）
	☑ 提出書類あり	☑ マニフェスト集計表、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書（施工計画書へ添付）、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、その他（　　）
	☐ その他（　　）	☐ その他（　　）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期（ ☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ）
	☑ その他	☑ その他（地下埋設物の位置調査が必要な場合は、受注者にて試掘を行い、各管理者に確認を行うこと。 ）
排水工（汚泥処理を含む）関係	☐ 汚濁、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり	☐ 項目及び基準値（ ） ☐ 調査項目（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☑ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☑ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 盛土材等工事間流用あり、または流用する場合がある。	☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	☑ 境界杭・地籍調査基準杭	☑ 施工前に座標等に基づき境界の測量と確認を行い、測量結果を報告すること。施工影響範囲内の既設境界杭については、施工後に復元を行うこと。地籍調査基準杭に施工上影響が及ぶ場合には監督職員に報告し、基準杭のき損及び滅失を防止し、施工後に返却すること。
	☑ その他（ 横断勾配について ）	☑ その他（横断勾配については既存構造物の高さを考慮し、工事着手前に測量のうえ、監督職員と協議すること。 ）
	☑ その他（ 鉄道事業者との協議について ）	☑ その他（鉄道事業者および監督員（発注者）から協議・指示・立会い等の申し入れがあった場合は、速やかにこれに応じること。）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	☑ 適用条件	☑ 建設工事請負契約書（契約約款含） ☑ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和8年7月）） ☑ 三重県建設副産物処理基準 ☑ 週休2日制工事に係る試行要領（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 　☑ 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領　（土木工事編）　令和8年7月を適用 　☐ 週休2日交替制工事（発注者指定型）試行要領　（漁港漁場関係工事編）　令和8年7月を適用 　☐ 公共建築工事週休2日制試行要領　令和8年7月を適用 ☑ 週休2日制工事に関する経費補正 　☑ 経費補正なし（週休2日の達成状況に応じた経費補正は行わない。） 　☐ 経費補正あり（週休2日の達成状況に応じて経費補正を行う。） ☑ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書［令和8年4月版］」を適用 （志摩市HP「志摩市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領」を参照） ☐ 「ＩＣＴ活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】（令和8年4月1日）」を適用 （志摩市HP「志摩市ＩＣＴ活用工事（舗装工）試行要領」を参照） ☐ 「ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】（令和8年4月1日）」を適用 （志摩市HP「志摩市ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））試行要領」を参照） ☑ 「現場環境改善費に関する特記仕様書【施工者希望型】（令和8年7月16日）」を適用 （志摩市HP「志摩市工事における現場環境改善費の実施要領」を参照） ☑ 「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（令和8年8月17日）」を適用 （三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☑ 設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを参考とする。 ☑ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドラインを参考とする。 ☐ その他（　　）
電子納品	☑ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☑ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化することが困難な場合は監督員と協議すること。 電子媒体の提出部数は、（ ☑ 1部　☐ （　） 部 ） とする。 ☑ 志摩市電子納品運用マニュアル（令和8年4月1日）を適用
産業廃棄物税	☑ 産業廃棄物税	☑ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ作成・登録	☑ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設発生土情報交換システム	☑ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータ入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
不当介入を受けた場合の措置	☑ 不当介入を受けた場合の措置	☑ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
社会保険等未加入対策	☑ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☑ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目		明示事項		条件及び内容
時間外労働の上限規則の適用	□	時間外労働の上限規制の適用	□	本工事は、労働基準法第139 条第１項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	□	災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第３０条第４項ただし書）	□	本工事は、建設工事請負契約書の条項第３０条第４項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
提出書類	☑	工事着工届	☑	左記書類は必ず提出する。
	☑	施工計画書（変更施工計画書）		
	☑	工程表（変更工程表）		
	☑	現場代理人等通知書		
	☑	建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書		
	☑	施工体制台帳（下請負業者との契約書〔写し〕添付）		
	☑	部分下請通知書		
	☑	工事写真		
	☑	竣工図及び完成写真		
	☑	完成通知書		
	☑	その他監督職員が指示するもの		

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

志摩市　建設整備課